

# 平成24年度第2回北海道水資源保全審議会

## 議 事 録

日 時：平成24年5月2日（水）午前10時00分～午前10時45分  
場 所：かでの2.7 10階 1060会議室

## 【次 第】

### 1 開会

### 2 議事

(1) 北海道水資源保全地域に関する基本指針(案)について

(2) その他

### 3 閉会

## 【出席者】

### (委員)

柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)  
松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)  
山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)  
丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所主査)  
伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)  
荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)  
海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認教授)  
片山 健也委員 (ニセコ町長)

### (道側)

荒川 裕生 (総合政策部長)  
三戸部 正行 (総合政策部政策局経済調査・土地水担当局長)  
星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)  
川島 尚樹 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

ほか

## 1 開会

(三戸部局長)

定刻となりましたので、ただいまから、平成 24 年度第 2 回北海道水資源保全審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、総合政策部荒川部長からご挨拶申し上げます。

(荒川部長)

おはようございます。総合政策部長の荒川でございます。

本日は、大変お忙しい中、第 2 回となります北海道水資源保全審議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

4 月 11 日に開催させていただきました第 1 回の審議会におきましては、北海道水資源保全地域に関する基本指針につきまして、素案を説明させていただき、ご審議をいただいたところです。

特に、水資源保全地域に関する区域設定、また、土地所有者などが配慮すべき事項につきまして、大変有意義なご議論をいただいたところでございます。

本日は、前回いただきましたご意見を踏まえまして作成いたしました、北海道水資源保全地域に関する基本指針案につきまして、ご議論いただきたいと思っております。特に、区域設定のあり方を中心にご議論を賜りたいと思っております。

条例に基づく取組におきまして、この基本指針がベースとなりますので、本日は限られた時間ではありますが、引き続き忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございます。

(三戸部局長)

会議に入ります前に、会議の成立についてご報告させていただきます。

本日は、富士田委員がご欠席ですが、委員総数 9 名のうち、8 名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これからの議事につきましては、柿澤会長をお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 北海道水資源保全地域に関する基本指針(案)について

(柿澤会長)

それでは、ただいまから議事に入ります。

まず、(1) 北海道水資源保全地域に関する基本指針(案)について、説明をお願いします。

(星課長)

土地水対策課長の星でございます。よろしくをお願いいたします。

私から、資料 1、資料 2-1、2-2 について、説明させていただきます。

まず、前回審議会の主な意見につきまして、説明させていただきます。

前回の審議会での主なご意見を、資料1にまとめておりますので、全文を読み上げさせていただきます。「北海道水資源保全地域に関する基本指針素案」についてのご意見でございます。

「1 水資源保全地域に関する基本的事項」について、「(1)で、『当該区域の大部分が民有地であるなど』という表現があるが、区域の指定はそもそも民有地を対象として設定するので、この表現は検討すべきではないか。」というご意見でございます。

次に、「2 区域設定」についてのご意見ですが、「当該地域の個々の事情を考慮し、集水区域の一部を地域指定する場合は、その根拠を明確にすべきではないか。」というご意見、また、2つ目といたしまして、「資料5の『水資源保全地域の指定のイメージ(地下水②)』の場合は、地下水の取水地点の深さによって、河川を跨いだ反対側の地域を含めるかどうか判断すべきであることから、井戸の深度や地質などを勘案して地域指定の範囲を考えていくと良いのではないか。」というご意見でございます。3つ目といたしまして、「資料5の『水資源保全地域の指定のイメージ(地下水②)』で、下の箇所が地域指定の範囲外となっているが、ここが農地ならば、土地の移転の際は農地法の規定により事前に届出を行い、許可を受けることとなるので、農地は外しても良いと思う。」というご意見でございます。一方、「農地は届出の対象外となるが、地域指定の範囲に入れ、農地の土地所有者に対し、配慮すべき事項に考慮していただくことは可能である。」といったご意見がございました。

次に「3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項」についてのご意見でございますが、「(1)で、『大規模な取水行為や開発行為など』と『大規模』という形容詞が使われているが、取水地域に直近したところで何らかの開発行為が行われるような場合は、大規模ではなくても土地利用に配慮していただいた方が良いケースもあるので、『大規模』という形容詞の使い方について検討すべきはないか。」というご意見がございました。2つ目といたしまして、「水資源保全地域から国有地は除かれるが、水資源保全地域に隣接する国有地も水環境には重要な土地と思うので、国に対しても配慮事項などを伝える必要があるのではないか。」というご意見がございました。3つ目といたしまして、「(4)の関係法令を掲載することの必要性は理解するが、これを他の項目とパラレルとする位置づけについては、検討すべきではないか。」といったご意見がございました。また、「(4)の関係法令が改正された場合、基本指針の改正がその都度必要になるのか。」といったご意見がございました。

続きまして、資料2-1、2-2の北海道水資源保全地域に関する基本指針(案)について、ご説明させていただきます。

まず、資料2-1ですが、前回審議会でのご議論を踏まえて、事務局において基本指針(案)として整理したものでございますが、もう一つのA3横長の資料2-2は、前回審議会でお示した素案と今回の案を対比させて、修正点をわかりやすくしたものでございますので、本日は、この資料2-2に基づき説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

まず、「(1)基本的な考え方」で、一番右側の「第1回審議会での意見と対応」の欄に書いてありますとおり、「当該区域の大部分が民有地であるなど」という表現について、「区域の指定はそもそも民有地を対象として設定するので、この表現は検

討すべき」とのご指摘があったところでございます。これにつきましては、ご指摘のとおりですので、削除することといたしまして、左欄「素案」のアンダーラインの「当該区域の大部分が民有地であるなど」という表現を全部削除いたしました。

次に、同じく1ページで、事務局において文言整理したところがございます。

「(2) 適正な土地利用の確保に向けた取組」の「ア 水資源保全地域の指定」のアンダーラインを引いた部分ですが、左欄の素案で「地域」としていた部分を、右欄の案で「区域」と修正いたしました。これは、条例本文及びこの指針案は「区域」という用語で統一しておりますので、それに合わせて直したものです。なお、同様の修正が3ページにもありますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。

まず、「カ 報告又は資料の提出」で文言修正がございます。アンダーラインを引いた部分で、左欄の素案で「土地に関して土地に関する権利を」という表現がございました。これは明らかにわかりづらい表現ですので、右欄にありますように「その土地に関する」と修正いたしました。

次に、2ページの中段以降の、前回審議会ではペンディングという形で表現していた「(2) 区域設定」の部分についてですが、まず、素案で「〇〇としてはどうか」という形で表現していた部分を、きちんと文章化させていただきました。

次に、ご指摘のありました意見についての対応ですが、前回審議会では一番右側の欄にありますとおり、「地表水の場合、当該地域の個々の事情を考慮し、集水区域の一部を地域指定する際には、その根拠を明確にすべきではないか。」、また2つめとして、「地下水の場合、井戸の深度や地質などを勘案して地域指定の範囲を考えていくと良いのではないか。」というご指摘をいただきました。これらへの対応でございますが、まず、左欄「素案」のアンダーライン部分の「なお、区域設定に当たっては、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、弾力的な設定を行う」を全部削除いたしました。これは、「集水区域の一部を地域指定の際にはその根拠を明確に」というご意見の趣旨を考えると、「弾力的な設定を行う」という表現は削除すべきと考えたものでございまして、「弾力的な設定を行う」を削除するのであれば、この文章全体が必要なくなります。この部分を全部削除したことに伴い、左欄「素案」の文末にあった「また、指定の区域については、地番及び『水資源保全地域区域図』で示す」という部分を、右欄「修正案」にありますように、なお書きとして文章の上の方に移動させております。

次に「ア 地表水から原水を取り入れる場合」の箇所ですが、「根拠を明確にすべき」というご意見に対応するため、右欄「修正案」のとおり「区域設定の考え方を明らかにした上で」という文言を追加したところでございます。これに関して、一番右の欄の四角で囲った部分の「対応案」というところをご覧くださいなのですが、「区域設定に当たっては、指定の提案のあった地域の水源の地形、地質等、土地所有又は利用の状況、更には水質への影響などを考慮する必要があることから、地域の実情に応じて対応することとし、その根拠は区域毎に異なると考えられるため、地域別指針の『区域設定の考え方』で明らかにする。」とさせていただいたところでございます。今、ご議論いただいている基本指針では、個別の区域設定に関する根拠を総体的に記載することは、地域特性が異なることから難しいため、「区域設定の考え方を明らか

にした上で」という形で表現させていただき、個別の根拠につきましては「地域別指針」の「区域設定の考え方」の欄で明らかにするという整理をさせていただいたところでは。

次に「イ 地下水から原水を取り入れる場合」のところですが、ご意見のあった「井戸の深度や地質などを勘案して地域指定の範囲を考えるべき」ということに対応いたしまして、右欄「修正案」のアンダーライン部分のとおり、「地質、取水深度」を追加いたしました。

次に、3ページをご覧いただきたいと思えます。

「3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項」についてですが、まず、2行目のところで、先程ご説明いたしました「地域」、「区域」の文言整理を行っております。

次に、(1)のところですが、一番右の欄の意見にあるとおり、「『大規模な取水行為や開発行為など』と『大規模』という形容詞が使われているが、取水地域に直近したところで何らかの開発行為が行われるような場合は、大規模ではなくても土地利用に配慮していただいた方がよいケースもあるので、『大規模』という形容詞の使い方については検討すべきはないか。」とのご指摘がございます。このため、左欄の素案の(1)にある「大規模な」という文言は、削除させていただいたところでは。

次に、(4)の部分について、一番右の欄にあるように2つのご指摘がございました。

まず、「別表として関係法令を掲載することの必要性は理解するが、これを他の項目と平行とする位置づけについては、検討すべきではないか。」というご意見でしたが、これはご指摘のとおり、別表に掲げる法令はこの条例や指針に関わらず遵守すべきものでありますため、(1)から(5)のうちの一つとして掲げるのは不相当と考え、列挙事項から外して、文章本文へ移動することといたしました。その結果、本文が長くなってしまったため、右欄の修正案にあるように、一度文章を区切り、「このため、」以下に(4)の部分移動させまして、「このため、水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。」という形にさせていただきました。(4)に係るもう一つのご意見ですが、「関係法令が改正された場合、基本指針の改正がその都度必要になるのか。」という部分に関しましては、四角で囲った対応案にありますように、その都度改正することを考えております。今後、地域指定等に関し、定期的に審議会を開催することになると想定しておりますので、対応は可能と考えております。

なお、(4)を削除したことにより、素案にある(5)を(4)に繰り上げております。

次に、3ページの一番右の欄の最後のご意見ですが、土地所有者が配慮すべき事項に関連して、「水資源保全地域から国有地は除かれるが、水資源保全地域に隣接する国有地も水環境には重要な土地と思うので、国に対しても配慮事項などを伝える必要があるのではないか。」というご指摘がございました。これにつきましては、四角に囲った対応案にあるように「地域指定の際には、水資源保全地域に隣接する国有地も条例の考え方に沿って一体として保全が図られるよう、国に対し、指定地域の図面等を添えた文書により要請を行う」としたところでは。

なお、条例第9条で「道は、必要があると認めるときは国に対し必要な措置を講ずるよう要請する。」という規定がありますので、それに基づくものでございます。

次の4ページに関しては、修正事項はございません。

以上、基本指針の素案からの修正についてご説明申し上げます。

冒頭に申し上げたとおり、この修正を反映させた全文がお手元の資料2-1ということになり、基本指針（案）としてご提示させていただいたところです。

なお、別表についても一部修正をしましたので、ご報告いたします。

資料2-1の6ページをご覧ください。

中段より下の方に、「屋外広告物を掲出する場合」を2項目追加させていただきました。道庁内の関係各課に最終チェックをかけた際に追加項目として上がってきたものでありまして、そのまま追加したものでございます。

事務局からの説明は以上です。

（柿澤会長）

ありがとうございました。

前回皆様からいただいたご意見を反映させた形で、今回基本指針案を出していただきました。これに関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

（丸谷委員）

「2 水資源保全地域の指定に関する事項」の「(2) 区域設定」のイの地下水のところ、「一定距離（概ね1キロメートルとする）」とあって、「全部又は一部の区域とする」となっておりますが、この文言だけを読むと、1kmよりも長い距離は取りにくいような印象を受けるのですが、地形や地質などの状況を判断した場合には、1kmよりも長い設定も可能と考えてよろしいのでしょうか。

（三戸部局長）

今ご指摘のあった点についてですが、「一定距離」のところ概ね1kmとするということにしておりますが、当然地域の実情に応じて1kmを超えた範囲で設定することもあると考えております。こうした中心部から一定距離の同心円を描くと、その中に山間地が含まれるような場合には、そういった山間部の地形等を配慮する必要があるかと思っておりますので、そこは1kmを超えた部分もあり得ると考えております。

（丸谷委員）

わかりました。ありがとうございます。

（柿澤会長）

丸谷委員から前回ご意見をいただきました地質、取水深度については、このような形でよろしいでしょうか。

(丸谷主査)

はい。

(柿澤会長)

その他いかがでしょうか。

前回、山本委員から地域指定の考え方ということでご意見をいただきましたが、いかがですか。

(山本委員)

今回修正していただいた内容で、私は前回の意見が反映されていると思いましたが、特に質問や意見などはありません。他の部分についても、私自身はきちんと反映されていると思っております。

(柿澤会長)

ありがとうございます。

(三戸部局長)

先程、丸谷委員の方からいただいたご意見に関連して、私どもは今、「一定距離（概ね1キロメートルとする）」という言い方をしているのですが、アの地表水の表現と併せるということを考えますと、ここで事務局からの提案ですが、「概ね1キロメートルを基本とする」という言い方をするという考え方もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(柿澤会長)

もう少し融通を利かせるような表現ができるということですね。  
いかがでしょうか。

(海老名委員)

「概ね1キロメートルとする」という言い方は、かなり固定して受け取られる可能性があると思いますので、「1キロメートルを基本とする」という言葉で少し幅を持たせた方が良いのではないのでしょうか。

(柿澤会長)

丸谷委員もそうことでいかがでしょうか。多分そのようなご懸念から、今のご意見をいただいたと思いますので、そういった形でご検討いただければと思います。  
その他、いかがでしょうか。

(海老名委員)

前回の意見につきまして、削除や修正など、ほぼすべて取り入れていただいているという感じで拝見させていただきました。そのような目で見ると、前回の主な意見をまとめた資料1の3の④ですが、「基本指針の改正がその都度必要になるか」という問いに対して、答えは「なる」と資料2-2の3ページの対応欄に書いていただい



るのですが、これは、そのように基本指針の最後などに明記された方が良いのではないのでしょうか。心積もりとしては改正するということでしょうけれども、そう書いている訳ではないですよね。また同じような疑問が出る可能性もあります。せっかくここまでかなりいろいろな意見を反映していただいて、削除や修正を明記していただいたので、いかがでしょうか、ここは私の意見としては、そのように書いても有害ではないのではないかと思います。

(三戸部局長)

ありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見、確かにそのようなことがあろうかと思います。例えば、基本指針案の別表に各法令を掲げておりますが、別表の一番最後、資料2-1では11ページになりますが、別表の表の下に注記を加えるというような形を検討させていただきたいと思います。

(柿澤会長)

今の点、いかがでしょうか。確かに、せっかくこのような形で対応するということですので、何らかの形で残していただいた方がよろしいですね。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。荒木委員、このような文言整理の仕方でいかがでしょうか。

(荒木委員)

改めて確認ですが、2の「(2) 区域設定」のところのアとイですが、今回、前回の意見を踏まえて整理していただいて、こういう形になって改めて感じたところとして、考慮要素については、「個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ」となっていて、地下水に「取水深度」という言葉が入る以外は、ほぼアとイで同じことを考慮するということになるかと思うのですが、アの地表水については、全部を基本とし、全部を指定する必要がないと考えられる場合は、一部の区域とするという形で、原則・例外をはっきり謳い、イの地下水の方は、そのような原則・例外という謳い方ではなく、状況を踏まえて、全部又は一部という両方並列の形になるのだと思うのですが、これは、このような整理で十分合理的なのかどうかというあたり、私自身は水の考え方というのがよく分からないところもありますので、どうなのでしょう。この区別が、これで良いのであれば結構かと思います。

(三戸部局長)

この表現につきましては、昨年来、条例検討懇話会でも、どのような区域を設定するかというご議論をいただいております。まず地表水につきましては、集水区域、特に水道の水源としている場合には、地形等を考慮して既に集水区域というものが描かれているケースがほとんどです。ですから、基本的に今ある集水区域をすべて指定することを基本とすべきではないかというところですが、利用状況ですとか、或いは地域の実情もありますので、一部にする場合は、今回ご意見をいただきましたとおり、その理由を明らかにした上で一部地域とするという特例を設ける形を取ります。一方、

地下水につきましては、そういった区域設定がある訳ではなく、今回水資源保全地域として新たに地域設定の考え方を設定するというご議論いただいてきたところですが、1 kmで同心円を描いた場合に、そのまま1 kmの同心円が地域として指定できるケースというのは、かなり稀なケースと考えております。その一部に、例えば市街地が含まれていたり、また先日もご議論をいただきましたように河川が含まれていたりなど、様々なケースが考えられるものですから、地下水につきましては、きれいに同心円全部を指定の方が比較的レアケースになるのでは、ということがありまして、こういった表現の違いをつけさせていただいたところではあります。

(荒木委員)

分かりました。結構です。

(柿澤会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(丸谷委員)

資料1ですが、「2 区域設定」のところ、③と④の項目についてどのような対応をされたのかがはっきり分からないのですが。

(三戸部局長)

農地についてのご意見ですが、条例におきまして、まず水資源保全地域から農地は除外しておりません。除外していない理由は、④のご意見がありましたとおり、農地につきましては農地法による事前の許可制度があるということで、届出制としては対象外ということにしていますが、地域指定としては、含めることで農地の所有者に対しても土地利用上の配慮をしていただくことが可能になるためということです。条例上は、農地も含めて指定することを考えております。個々の実情によろうかと思いますが、公共的なところなど、あえて地域指定に含める必要がないというご議論があった場合には、その点についても考慮することは可能ということで考えておりますが、基本的には地域指定については農地も含め、ただし、届出制からは除外するというところで考えております。

(丸谷主査)

指定地域になっても、届出をしなくてもよろしいということでしょうか。

(三戸部局長)

指定地域内でも、届出をしなくても良いところ、届出制の除外につきまして、いくつかのケースを想定しておりまして、具体的には規則で定めることにしております。規則につきましては、先月までパブリックコメントを実施しておりまして、制定は来週になるかと思っております。

届出制から除外するものにつきましては、いくつかのケースを想定しております。具体的に申し上げますと、一つは契約の当事者の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は土地開発公社といった団体である場合、或いは、民

事訴訟法に基づく和解である場合などいくつかの法律に基づく権利の移転の場合で、対象から除外するものの一つとして、農地法によるものは事前の許可制度が設けられておりますので、届出制の対象から除外するということを定めて参りたいと考えております。

(丸谷委員)

ありがとうございました。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。特にございませんか。

皆様の方からも、前回お出しいただいたご意見が適切に反映されているというご意見をいただいております。今のご議論の中では、地下水の中で「概ね1キロメートルとする」という表現に関しては、かなり縛りがあるように受け取られる可能性があるということで、その点についてご検討をしていただくということ、また、3のところ、関係法令が改正された場合に関して、その都度改正するということが文面では現れていないので、先程のご提案では別表ということだったのですが、いずれかのところでお示しいただくことをご検討いただくということによろしいでしょうか。

それでは、これらを審議会としての意見とさせていただきたいと思っております。

## (2) その他

(柿澤会長)

続きまして、(2) その他として、事務局から報告願います。

(川島主幹)

土地水対策課の川島です。

事務局から資料3及び資料4につきまして、説明させていただきます。

はじめに、資料3の北海道水資源の保全に関する条例に係る地域説明会の開催についてご説明させていただきます。

この説明会は、目的にもありますとおり、本年4月1日に条例を施行したことから、この条例の趣旨や内容などにつきまして、広く道民の皆様にも周知し、ご理解とご協力をいただくため、14振興局で開催して、条例の普及・啓発に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、説明会の内容でございますが、北海道の水資源の現状や条例の概要など、パワーポイントを使用して、できる限りわかり易くお伝えして参りたいと考えております。

次に、参加対象、参集範囲でございますが、地域住民の方々はもとより、市町村の担当職員、市町村議会議員、森林組合や商工会議所、商工会などの経済団体、司法書士会、行政書士会、宅建協会の皆様など、関係する方々に広くご出席いただきたいと思いますと考えておまして、現在、文書による開催案内のほか、新聞やホームページによる周知に努めているところでございます。

開催日程につきましては、5月14日の留萌振興局から、6月4日の石狩振興局を

最後に、約20日間で14振興局での開催を予定しております。

なお、委員の皆様におきまして、大変お忙しいところ恐縮でございますが、日程が合い、いずれかの振興局の説明会にご出席したいという意向をお持ちであれば、5月7日までに事務局までご連絡いただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明会につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4の水資源等の保全に関する国及び他県の動向について、ご説明申し上げます。

まず、国の動きについてであります。超党派の国会議員で構成されている水制度改革議員連盟におきまして、昨年12月、「水循環基本法案（仮称）骨子素案」を取りまとめしております。現在、今国会への法案提出に向けた調整が政党レベルで行われているものと承知しております。この「骨子素案」によりますと、水循環基本法は、健全な水循環の維持等に向けた基本法、理念法であり、その基本理念や計画の策定及び基本的施策、水循環政策本部の設置等を定めるものであり、具体的な規制等の施策は、今後、この法案に基づき設置されます本部において検討される見込みとなっております。

次に、水循環基本法案の概要でございますが、その目的としまして、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとしております。

次に、基本理念でございますが、水循環の重要性、水の公共性、健全な水循環への配慮、流域の総合的な管理、水循環に関する国際的協調などを挙げております。

次に、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を規定するとともに、水循環基本計画を策定することとしております。

また、基本的施策といたしまして、森林の貯留・かん養機能の維持・向上や水の適正かつ有効な利用の促進、流域連携の推進、健全な水循環に関する教育の推進、水循環施策の策定に必要な調査の実施、国際的な連携の確保及び国際協力の推進などといったことが位置づけられており、これらの水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置することとしております。

道といたしましては、この法案が道の条例に直ちに影響を与えるものとは考えておりませんが、引き続き情報収集に努めますとともに、今後、この法案に基づき設置されます水循環政策本部において、具体的な制度として水源地における土地取引規制等について検討されるよう、国に対して提案して参りたいと考えております。

次に、他県の動きでございますが、埼玉県が水源地における森林売買の事前届出制を定める条例を4月1日から施行しております。このほか、長野県、群馬県などにおきましても、同様の条例を検討しているものと承知しているところでありまして、道におきまして条例制定を契機といたしまして、水資源の保全に向けた取組が全国に広がりにつつあるものと考えております。

以上でございます。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(片山委員)

今、国の方の動きをご説明いただきましたが、私たちは現場にいて、単に国の理念的なもので終わるのではなく、財産権の規定というのは国法で動いていますので、ある程度地域が主体となって財産権を制限することもやむを得ないという趣旨の、地方に対して権限移譲があるような、そういったものになってくれればいいなと思っています。道庁さんがこれから動かれる上でもそういった具体的な法体系に繋がっていくような要請活動を引き続き行っていただければありがたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(三戸部局長)

ありがとうございます。私どももこれまで、全道市長会、全道町村会と一緒に要請活動を行っておりますので、今後とも地域の皆さんのご意見をお伺いしながら国に対して要請をして参りたいと考えております。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。

今の報告事項にかかわらず、全体を通して、或いは今後の進め方等も含めまして、何かございましたらお願いします。

(片山委員)

基本指針の中で、法改正に伴う改正がありますね。これに関しては、単純な法律改正がありますが、それは自動的に改正されていくという考え方でよろしいですか。毎回審議会で諮るということはないですね。

(柿澤会長)

そういうことでよろしくをお願いします。

その他、よろしいですか。

それでは、本日も活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。本日の結果を踏まえまして、基本指針の策定を進めていただくよう、お願いしたいと思います。

以上で、本日の議事を終了いたします。事務局にお返しいたします。

### 3 閉会

(三戸部局長)

ありがとうございます。

それでは荒川部長から一言ご挨拶申し上げます。

(荒川部長)

本日も大変有意義なご議論をいただき、ありがとうございます。

先程申し上げましたように、この条例に基づく取組のベースとなります基本指針につきまして、また重要な視点をいただいたと考えております。

道といたしましては、市町村の皆様方が、水資源保全地域の提案を円滑に行っていただけのように、本日の審議会でのご議論を踏まえまして、速やかに基本指針を策定して参りたいと考えております。

また、先程今後の予定につきましてご報告申し上げましたが、5月の中旬から6月の始めにかけ、14の振興局におきまして、この内容について周知を図って参りたいと考えております。水資源の保全につきましては、この条例にありますように、現在と将来の道民にとって極めて重要な取組と考えておりますし、また、他県の動向にもございますように、道の取組は大変注目されております。そういう意味でも、今後とも審議会委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(三戸部局長)

次回の審議会日程についてですが、道として基本指針を策定した後、市町村から地域指定の提案をいただきたくと考えておりました、それを取りまとめました後、6月に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)